

■ 意見公募結果

- ・ 意見公募期間（令和4年9月30日から10月17日まで）
- ・ 提出された意見数 44名から45件

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>①県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンと なっている理由を示されたい。資源保護が目的であるのであれば、それぞれの資源に与える 影響を示されたい。</p> <p>②採捕期間について、過去40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から 3月末との方針が示されており、その理由は「あゆの稚魚が海に下るピークと重なる」、 「混獲によるアユ資源への影響が懸念される」等のようなものであるが、科学的根拠をもって示さ れたい</p> <p>③シラスウナギの取扱方針について沿岸漁業者の意見を入れずに進めていくのはどうして か、また今後も意見を入れずに進めていくのか</p> <p>④指定集荷人の買い取り価格に差があるようだが、県内で統一価格はできないか。</p> <p>⑤漁業者の沿岸の漁獲量は減少しており、シラスウナギ採捕を希望する者も少なくないの で、こういった希望者のために採捕人の枠を増やすように検討して欲しい。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、 2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生 での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳し い状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与 える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはお らず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり に絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の 350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示しているこ と、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解 を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、 高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中している との結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いといえ ます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加 えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査で は、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今 年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p> <p>③今年度は、高知海区漁業調整委員会及び高知県内水面漁場管理委員会に取扱方針の案を事前にお示したうえで意 見公募するなど、ご意見を伺う回数も増やして対応してまいりました。</p> <p>④流通センターが養鰻事業者へ供給する単価については、随時養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札 価格を県内統一価格として採用しています。指定集荷人はその価格を参考に、採捕従事者からの買い取り価格について を各地で決定しております。</p> <p>⑤取扱方針では昨年に続き第4条で、「許可を受けた者（以下「許可名義人」という。）ごとのしらすうなぎの採捕に 従事する者（以下「採捕従事者」という。）の数は、前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるも のとする。」としています。絶滅危惧種に指定されているニホンウナギを持続的に利用してまいりますためにも、採 捕従事者数については現状を上回らない数に抑制してまいりたいと考えております。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
2	方針を見ると県外へのシラスウナギ流出に制限をかけていないことに違和感を覚える。高知県産のシラスウナギの県外流出は規制すべき。	高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております。流通センターは県内養鰻事業者へのシラスウナギの供給を目的に組織されており、基本的には県内の養鰻事業者へ供給されています。
3	<p>①高知県産のシラスウナギは、まずは高知県の養鰻業者に十分な量が行き渡った上で当該年の採捕量内で余剰分のみ県外へ出せば良い。</p> <p>②採捕量の上限は正規採捕量よりも相当な量の非正規採捕量があると思うので、県内養鰻事業者が足りる量で十分ではないか。</p> <p>③正規のものしか流通しなくなることが必要であり、正規流通ルートの確実性については、特別採捕の取扱方針ではかなり細かく規定されており期待が持てる。</p> <p>④採捕については毎年解禁するので無く、まるまる1年禁漁にするなどの厳しい制限も必要になってくるのではと思う。</p>	<p>①高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております。流通センターは県内養鰻事業者へのシラスウナギの供給を目的に組織されており、基本的には県内の養鰻事業者へ集荷されたシラスウナギは供給されています。</p> <p>②県は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗の供給を目的に特別採捕を許可しており、採捕量の上限についても県内の養鰻事業の継続を念頭に設定しております。</p> <p>③ご期待に添えるように、適正な流通が図られるよう努めてまいります。</p> <p>④県としましてもニホンウナギの資源状況については厳しい状況にあると捉えております。一方で、本県には18の養鰻事業者があり、シラスウナギはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。</p>
4	<p>①シラスウナギの資源保護の観点から漁業禁止期間や何年かの計画での完全漁業禁止も検討して欲しい。</p> <p>②養鰻業者の飼育数や漁獲量を徹底管理すれば未来につながると思う</p>	<p>①県としましてもニホンウナギの資源状況については厳しい状況にあると捉えております。一方で、本県には18の養鰻事業者があり、シラスウナギはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>②ウナギ養殖業は平成27年度から農林水産大臣許可漁業となったことから、シラスウナギの池入れ量については上限が設けられており、高知県内の養鰻事業者の池入れ量の上限は600kg余りです。本県のシラスウナギの採捕量の上限については350kgをとしており、それに達した場合には速やかに採捕停止命令を発出いたします。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁期中に養鰻事業者が買うのはわかるけど、漁期以外の密漁が問題</li> <li>・漁期中のみ養鰻事業者が買うようになれば密漁もなくなるのだと思う。</li> </ul>	取扱方針第9条では採捕期間を明記しておりますので、いかなる状況でもその期間以外のシラスウナギの採捕は違法採捕となり、厳正に対処してまいります。

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
6	<p>①絶滅危惧種のウナギの県外への流通は反対</p> <p>②密漁者はシラスウナギを捕まえていなくても道具で判断して検挙して欲しい</p> <p>③うなぎは食文化なので食べるのは仕方ないが、絶滅危惧種なのである程度は保護するべき。</p>	<p>①高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております。流通センターは県内養鰻事業者へのシラスウナギの供給を目的に組織されており、基本的には県内の養鰻事業者へ集荷されたシラスウナギは供給されています。</p> <p>②取扱方針8条で、使用する漁具漁法は火光を利用するすくい網に限定しており、これ以外の方法によるシラスウナギの採捕が認められた場合には、厳正に対処してまいります。</p> <p>③県としましてはニホンウナギの資源状況については厳しい状況にあると捉えておりますが、本県には18の養鰻事業者が存在し、シラスウナギはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。</p>
7	<p>①県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンとなっている理由を示されたい。資源保護が目的であるのであれば、それぞれの資源に与える影響を示されたい。</p> <p>②採捕期間を令和5年1月11日から令和5年3月31日までとすることについて、来年から知事許可漁業となるのに、今年から採捕期間を約一ヶ月も遅らせるのはなぜか。採捕者側の意見も尊重すべき。</p> <p>③採捕従事者数について、室戸は2名の採捕従事者なので、来年度以降の知事許可の際には見直して数を増やして欲しい。近年、新規就業者を含め、沿岸漁業で生計を立てるのが厳しい状況になっている。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはならず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いと言えます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p> <p>⑤取扱方針では昨年に続き第4条で、「許可を受けた者（以下「許可名義人」という。）ごとのしらすうなぎの採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）の数は、前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする。」としています。絶滅危惧種に指定されているニホンウナギを持続的に利用してまいりますためにも、採捕従事者数については現状を上回らない数に抑制してまいりたいと考えております。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
8	<p>①県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンとなっている理由を示されたい。資源保護が目的であれば、それぞれの資源に与える影響を示して欲しい。</p> <p>②採捕期間について、過去40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から3月末との方針が示されており、納得がいかない。「混獲によるアユ資源への影響が懸念される」等のようにあるが、本当だとすればこの40年間、内水面は対策をしていないのではないか。シラスウナギ採捕によるアユ仔魚への影響を科学的根拠をもって示して欲しい。</p> <p>③採捕期間という大事なことを決めるのに、採捕者である海面側の意見を聞かず、内水面と養鰻業との協議で決定しようとするのは横暴ではないか。海面側が納得できる理由を述べてもらいたい。</p> <p>④来年以降、知事許可漁業になるが、その際に海面と内水面の協議が必要になるのか。こちらが意見を出すだけ無駄になるのなら、採捕期日を一律開始で無く、海面と内水面で違いを持たすべきでは無いか。昨年のように期日に違いがあると通常業務に支障を来すほどの苦情が来て、迷惑を被るのは事務所です仕事をしている事務員だということを理解すべき。</p> <p>⑤下田漁協は採捕許可が149あり、今年度100人しか採捕従事者がいなかった場合でも、例年と変わらない149の許可を約束して欲しい。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはならず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いと言えます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p> <p>③今年度は、高知海区漁業調整委員会及び高知県内水面漁場管理委員会に取扱方針の案を事前にお示ししたうえで意見公募するなど、ご意見を伺う回数も増やして対応してまいりました。</p> <p>④知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p> <p>⑤取扱方針では昨年に続き第4条で、「許可を受けた者（以下「許可名義人」という。）ごとのしらすうなぎの採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）の数は、前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする。」としています。絶滅危惧種に指定されているニホンウナギを持続的に利用してまいりますためにも、採捕従事者数については現状を上回らない数に抑制してまいりたいと考えております。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
9	<p>①しらすうなぎをめぐる制度が劇的に変化中、天然うなぎ・養殖うなぎ産業は高知県内に大きな税収をもたらすかつてないチャンスである。県を挙げて積極的かつ現実的な採捕取扱方針・採捕取扱要領・知事許可漁業等の制度作りをし、観光資源としても官民一体で盛り上げていきたい。</p> <p>②現在しらすうなぎ漁業は「国の池入上限21.7tに達した時点で採捕終了」という制限に加えて「各都道府県独自の採捕上限」も設けられており、漁業者の権利を二重に制限している。</p> <p>③続々と各都道府県で制定していた採捕上限を撤廃する動きがある中、これに準ずると同時に一極集中する力関係を解消していくべき。</p> <p>④鮎や鰻の生態は現段階での解明が難しく、特別採捕取扱方針等でやみくもにしらすうなぎの採捕・流通共に制限をすべきではない。</p> <p>⑤鮎や鰻は主な消費者が団塊の世代であるとの声もあるなか、それぞれの価値を維持するために消費者層を広げることが必要。いかに協力して両業界を盛り上げていくかという方向にシフトチェンジしたい。内水面漁業としての取り組み、鰻業界としての取り組み、現在どのようなものがあるのか教えて欲しい。そこからさらに、今後どう発展させていくのかも積極的にPRし、参加型事業として確立させて欲しい。</p>	<p>①高知県漁業調整規則第47条では特別採捕許可の目的を限定しており、シラスウナギについては増養殖用種苗の供給を目的に特別採捕許可を行うものです。知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p> <p>②高知県の特別採捕許可の上限は、高知県の特別採捕許可の採捕量に対しての上限であり、国の21.7トンの上限は国際的な枠組みの中で、農林水産大臣許可を受けた養鰻事業者の池入れ数量に対しての制限です。そのいずれかに達した場合には、高知県ではシラスウナギの採捕停止となります。</p> <p>③水産庁が主要な採捕県11県の令和3年漁期の採捕量の上限を整理した資料では上限を撤廃した県は無く、本県についても、ニホンウナギは絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、未だ厳しい資源状態にあることを踏まえ、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>④ニホンウナギの生態については不明な部分も多く、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはおりませんが、取り返しの付かない状態にならないように国も示しているとおり、予防原則の考え方から、下りウナギの保護等に各県が取り組んでいるところです。さらに本県としましては、採捕の上限を設けていると共に、特別採捕許可の目的に沿って県内養鰻事業者への供給のため、シラスウナギの一元集荷体制の仕組みを設けております。</p> <p>⑤アユ、ウナギ（養鰻・天然）高知県にとっては魅力ある貴重な内水面の資源であり、その知名度の向上や消費拡大の取組は重要だと考えております。具体的には、アユについては県では昨年、「あゆ王国高知振興ビジョン」を策定し、ビジョンの実現に向けて数々の取組がスタートしたところです。また、天然ウナギについては四万十川産を初めとして高知県産には強いブランド力があり、都市圏の市場でも高価格で取引されていることから、資源を有効に活用しつつも貴重な資源を後世に残すために保護・増殖していくことが重要と考えております。養殖ウナギにつきましては、高知県はハウス養鰻発祥の地であり、減少したとはいえ現在でも18の経営体が養鰻業の維持・発展に尽力されています。なお、詳細につきましては、事業を担当しております水産振興課にお問い合わせください。</p>
10	<p>①何年か前に水産会館で、今回と同様に期間をずらすことを提案した時に、3月中旬～下旬はあゆの遡上と重なるので内水面との兼ね合いからできないと言われたのに、なぜ今なのか。</p> <p>②令和5年度からは県知事許可漁業となるが、採捕従事者の上限は設けるのか</p>	<p>①今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの開始とし、例年通りの採捕期日80日間を確保したことから、3月末までとなりました。</p> <p>②知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
11	<p>①高知県のしらすうなぎ流通制度に関して職権的地位の乱用ではないかと思う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則により販売ルートを義務付けられている</li> <li>2 規則で流通センターを通じて県内業者に売られる</li> <li>3 流通センターの規則によりセンターの買取価格は県内養殖業者が決めている</li> <li>4 センター買取価格は全国平均よりも相当安い</li> <li>5 流通センターは民間組織でそのセンター長は県内養殖業者</li> <li>6 規則により中間流通業者が指定されており採捕者は中間流通業者への販売義務</li> <li>7 採捕許可は指定集荷人、現場責任者が取りまとめて申請する地域があり指定集荷人、現場責任者に睨まれると許可が取りにくい上、採捕報告も自分で出来ない為に指定集荷人、現場責任者には逆らえない</li> </ol> <p>以上のことから県内養殖業者と流通センターは不公正な競争で採捕者の利益侵害をしているのではと思う。</p> <p>②採捕期間が一月からであるが、もし他県で12月から漁があった場合、採捕期間の変更が無いと採捕者はやりたくない密漁に行かないと価格下落や買い止めの危険性があり大変な事態を招く恐れがあるので、弾力的な運用を要望する。誰も好き好んで犯罪したくない。多くの採捕者の望みである。</p> <p>③高知新聞に今の制度を作った時に反社会的勢力が意見をまとめたという記事があったが、この制度を継続するということは反社会的勢力を認めているのと同じになる危険性があるように思う。</p>	<p>①取扱方針第5条ではシラスウナギの一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております、流通センターは基本的には集荷したすべてのシラスウナギを県内養殖事業者へ供給する仕組みになっております。高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養殖事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、今年度の特別採捕許可についても許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの一元集荷の仕組みは必要であると考えております。また、流通センターが養殖事業者へ供給する単価については、随時養殖生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を県内統一価格として採用しています。令和3年度の流通センターのシラスウナギの最終的な供給単価は154万円/kgとなっており、同じように統一の単価を持っている宮崎県の単価は130万円/kg、静岡県は140万円/kgであったことから、高知県が突出して安値という状況ではございませんでした。なお、各地の採捕従事者の選定については許可を受けた名義人が決定しております。</p> <p>②取扱方針については各方面の関係者との調整等を経て策定されるものであり、その弾力的な運用は行わない方針です。なお、採捕期間については取扱方針第9条に明記しておりますので、いかなる状況でもその期間以外のシラスウナギの採捕は違法採捕となり、厳正に対処してまいります。</p> <p>③取扱方針第6条ではシラスウナギに関係する者の欠格事項を整理しており、暴力団とのあらゆる関与が認められた場合には、採捕従事者や指定集荷人等になれないこととなっております。このような方針を適切に運用し、反社会勢力の関与の排除を進めてまいります。</p>
12	<p>①高知県内の採捕数量の上限を0.6トンとして欲しい。</p> <p>②採捕期間を令和4年12月12日から令和5年3月31日までとして欲しい。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはならず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②採捕数量の上限の考え方と同様に、ニホンウナギの資源現状等を鑑み、昨年に続き80日間としています。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
13	<p>①現行の採捕上限350kgでは、そもそも高知県の池入上限を大きく下回り、県内の需要を満たすために制定された特別採捕許可の目的を果たしておらず、約2500人いる採捕者1人当たりの漁獲量は150g以下となり、漁業として成り立つものではない。</p> <p>②採捕上限が600kgとなり全量が高知県しらすうなぎ流通センターに集まったとしても、池入の準備がなければ特例での県外出荷となる。そうなると、県独自の上限に達した後に池入を希望する場合、海外や県外から高額なしらすうなぎを買う必要性もでてくる上に、高知県が出荷制限をしている状態では他県が積極的に譲ってくれる保障はどこにもなく、実質養鰻場の経営を圧迫している。よって、制度・制限として現実的なものではないし、まとまった数量を集められる業者から公的に売買できる仕組みに変えるべきではないか。</p> <p>③採捕から養殖業者が池入するまでに、何段階も手数料を発生させる制度にすべきではない。水産流通適正化の適用に向けてしらすうなぎ取扱業者の登録基準を全国一律にし、間口を大きく、違反者は厳格に処分するという体制作りをして欲しい。現行制度では統一供給価格が先行している上に何段階もの流通過程があるため、採捕者がより安値で売り渡さなくてはならない状況が続いている。さらに、流通過程が増えれば増えるほど手数料過多によるしらすうなぎ価格高騰で、全体の活鰻相場や末端販売価格に顕著に影響を与えるだけでなく、過剰な価格設定はうなぎ産業全体の衰退に繋がる。ゆえに、水産流通適正化法の適用後はロット番号が付与されたどの段階でも売買ができる体制にすることを強く要望する。</p> <p>④何においても内内で進めるのではなく、他県のように全関係者を巻き込んだ説明会や意見交換会で「資源保護と各産業の共存」という大きな目標に向けて意識を統一し、河川や漁場の環境を守る取り組みに参加させて欲しい。1匹数千～数万の卵を産むという鮎の生存率をあげる取り組みにも目を向けるなど、うなぎ関係者も協力する意識を持てるよう様々なイベントを開催してはどうか。これは高知県の観光資源を守りさらには県民の資産にもなりうるため、漁業管理課にとどまらず県全体の事業として一般にも広く周知し、クラウドファンディング等で全国から資金を募り注目を集めるのも1つの手であろう。</p> <p>⑤しらすうなぎ取扱者は、ロット番号付与可能業者から養殖場まで一律数千円/kgの賦課金を納め、この全てを河川や漁場の環境保全活動に使うというのはどうか。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されておらず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②取扱方針第5条ではシラスウナギの一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております、流通センターは基本的には集荷したすべてのシラスウナギを県内養鰻事業者へ供給する仕組みになっております。高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、今年度の特別採捕許可についても許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの一元集荷の仕組みは必要であると考えております。</p> <p>③シラスウナギについては令和7年度から、特定水産物の流通の適正化に関する法律（以下、流通適正化法）の対象種に含まれる予定になっておりますが、その運用方法等の詳細が現時点では国から示されておりません。制度が明らかになりましたら、本県のシラスウナギ流通の適正化のため、適切な導入に向けた検討を進めてまいります。</p> <p>④特別採捕許可の取扱方針の内容に直接関係するものではございませんので、この場での回答は控えさせていただきますが、ご意見は担当課に共有させていただきます。</p> <p>⑤流通適正化法導入後についてのご意見かと存じます。流通適正化法につきましては制度が明らかになりましたら、本県のシラスウナギ流通の適正化のため、適切な導入に向けた検討を進めてまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
14	<p>①県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンとなっている理由を示されたい。資源保護が目的であれば、それぞれの資源に与える影響を明示されたい。</p> <p>②採捕期間について、過去40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から3月末の方針が示されており、その理由は「あゆの稚魚が海に下るピークと重なる」、「混獲によるアユ資源への影響が懸念される」等のような理由があるが、科学的根拠をもって示されたい</p> <p>③採捕期間という大事なことを決めるのに、採捕者である海面側の意見を聞かずに養鰻業との協議だけで決定しようとするのはどういう理由か。物事を軽率に決めると県知事許可移行時に大きな影響が出る。</p> <p>④新たな指定集荷人について、許可名義人からの推薦状があれば、犯罪歴、暴対法に引っかかるかどうかで判断されるとの理解で良いか</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはならず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いと言えます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p> <p>③今年度は、高知海区漁業調整委員会及び高知県内水面漁場管理委員会に取扱方針の案を事前にお示ししたうえで意見公募するなど、ご意見を伺う回数も増やして対応してまいりました。</p> <p>④新たな指定集荷人についてのご意見がございましたが、許可名義人が必要と認め集出荷代行契約を結び、流通センターとの協定が整い、取扱方針第6条第2項及び第3項の欠格事項に当たらないことが確認できれば、その方を指定集荷人として特別採捕許可を行っております。</p>
15	<p>シラスウナギの採捕期間が令和5年1月11日から3月31日までとなっているが、もじゃこの採捕期間と一ヶ月も重なっており、シラスウナギの採捕者がもじゃこ船に乗っているのが困る。せめて3月10日には漁期を終了して欲しい。漁業者の意見も聞き入れてもらいたい。</p>	<p>採捕期間を含む取扱方針については各方面の関係者との調整等を経て策定されるものであり、ご理解のほどをお願い致します。</p>



No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
16	採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活している人の生活が困窮する。	<p>今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。なお、シラスウナギの時期別の単価ですが、令和3年度漁期の12月の一般社団法人シラスウナギ流通センターの12月の平均買取価格は税別で100万円/kg、1月が113万円/kg、2月と3月が130万円/kgでした。</p>
17	採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活している人の生活が困窮する。	
18	採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活している人の生活が困窮する。	
19	採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。	
20	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活している人の生活が困窮する。	
21	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
22	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。	
23	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
24	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
25	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
26	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
27	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
28	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	
29	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。	
30	高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。集荷人をしているが、1月15日を過ぎるとウナギの値段が下がり、漁業者に迷惑がかかり自分の利益も少なくなる。	
31	12月からの採捕期間に戻して欲しい。	
32	12月からの採捕期間に戻して欲しい。長年シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。	

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
33	<p>①高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。</p> <p>②アユの混獲は無い</p>	<p>①今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。なお、シラスウナギの時期別の単価ですが、令和3年度漁期の12月の一般社団法人シラスウナギ流通センターの12月の平均買取価格は税別で100万円/kg、1月が113万円/kg、2月と3月が130万円/kgでした。</p>
34	<p>①12月からの採捕期間に戻して欲しい。長年シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。</p> <p>②アユの混獲は無い</p>	<p>②高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いと言えます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。</p>
35	<p>①高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活しており生活が困窮する。</p> <p>②アユの混獲は無い</p>	<p>加えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p>
36	<p>①採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。</p> <p>②アユの混獲は無い</p>	
37	<p>①高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。</p> <p>②アユの混獲は無い</p>	
38	<p>ニホンウナギは食文化として、また河川で親しまれる身近な自然として、日本人にはなくては成らない、極めて重要な水産資源である。しかし近年、資源状況の悪化から絶滅危惧種に指定されており、その利用については資源保護の考えを前提に行われるべきであり、古くから河川で漁業権を設定してウナギ資源を管理し、利用してきた内水面漁業関係者は、河川に上るシラスウナギの無秩序な漁獲に対して非常に大きな懸念を持っている。一方でウナギの食文化を支える養鰻事業者にとってシラスウナギはまさに生命線で、この資源がなくては事業を営むことができず、必要不可欠な存在である。このような中、県の特別採捕許可は、高知県内の養鰻事業者への池入れを目的としており、この方向性は高知県の河川に遡上してきたシラスウナギの漁獲を必要最小限に抑え、過剰とならないよう予防する上でも重要であると考えます。</p> <p>10/1付けの高知新聞に、内水面関係者が養鰻事業者と協議し、資源保護と活用策をともに考えていく、という関係者のコメントが掲載されていた。立場の異なるこの両者が、資源管理を前提としたニホンウナギの適切な活用方法を協議することは、持続的にこの重要な資源を活用していく道筋の見える明るい兆しである。高知県の特別採捕許可の取扱方針は、遙かな海を渡り県内河川に遡上してきたシラスウナギの採捕について、内水面漁業関係者が合意し、県内養鰻事業者が事業を営むための必要最小限の適切な形となることを望む。</p>	<p>ご意見の通り、ニホンウナギは絶滅危惧種に指定されているものの、養鰻業事業者や内水面漁業者にとっては必要不可欠なものでございます。従いまして、資源保護に配慮した上で適切に利用する方向性が大変重要だと考えております。なお、取扱方針第7条で採捕量の上限については350kgを設定しておりますので、それに達した場合には速やかに採捕停止命令を発出し、必要最小限の利用となるよう努めてまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
39	<p>①県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンとなっている理由を示されたい。資源保護が目的であるのであれば、資源に与える影響を示して欲しい。</p> <p>②採捕期間について、過去40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から3月末との方針が示されており、その理由は「あゆの稚魚が海に下るピークと重なる」、「混獲によるアユ資源への影響が懸念される」等のようなものであるが、アユの混獲は考えにくく、その影響やアユの資源量を科学的根拠をもって説明して欲しい。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはならず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いと言えます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p>
40	<p>①大きな変更のあった採捕期間であるが、これまでは早期の池入れを希望する養鰻生産者がいるため、開始時期が12月であったと聞いている。一方この時期に海岸近くに生息するアユは遊泳能力も低く、シラスウナギ漁がアユ稚魚に悪影響を及ぼすのでは無いかとの危惧が内水面漁業関係者にはあった。今回、採捕の開始を1月に遅らせたことでこの心配が大きく軽減されたことは大きな前進と考えられる。この英断について、養鰻団体を初め、関係者の多大な努力に敬意を表したい。</p> <p>②次年度はシラスウナギ漁が許可漁業へと移行するが、引き続き内水面資源保護の観点を持った制度になることを願う。</p>	<p>①ご指摘のとおり、今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。</p> <p>②知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
41	<p>①県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンと なっている理由を示されたい。資源保護が目的であるのであれば、資源に与える影響を示し て欲しい。</p> <p>②採捕期間について、過去40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から 3月末との方針が示されており、その理由は「あゆの稚魚が海に下るピークと重なる」、 「混獲によるアユ資源への影響が懸念される」等のような理由があるが、科学的根拠をもって示さ れたい</p> <p>③須崎町漁協や近隣の漁協にはウナギ仔魚の採捕実績があるのに、海側の意見を聞かずに養 鰻業者とだけ話をし物事を決めるとはどういう理由か。</p> <p>④来年以降の知事許可漁業について、海区漁業調整委員に聞いても明確な返答が無い。</p> <p>⑤集出荷体制について、採捕許可を取得する漁協はどうなっているのか。</p>	<p>①ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、 2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生 での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳し い状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与 える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されては おらず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上述のとおり 絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の 350kgの上限を維持すべきと考えております。</p> <p>②今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示しているこ と、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解 を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、 高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中している との結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いと言え ます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加 えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査で は、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今 年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。</p> <p>③今年度は、高知海区漁業調整委員会及び高知県内水面漁場管理委員会に取扱方針の案を事前にお示ししたうえで意 見公募するなど、ご意見を伺う回数も増やして対応してまいりました。</p> <p>④知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計 を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定で す。</p> <p>⑤許可名義人が必要と認め集出荷代行契約を結び、流通センターとの協定が整い、取扱方針第6条第2項及び第3項の欠 格事項に当たらないことが確認できれば、その方を指定集荷人として特別採捕許可を行っております。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
42	<p>①われわれ内水面漁協は、流域の社会的共通資本である河川における自然資本であるウナギやアユ等の漁業権魚種について、漁業法に基づいて、適正に増殖を行って持続的に利用していくことを大前提として、漁業権を付与されている。その増殖行為として、アユと同様ウナギにおいても、ダム上流部は種苗放流に頼らざるを得ないが、その資源の大半を天然遡上に依存している下流部においてはかにかくに多く稚魚を遡上させて、育てていくかが重要と考えている。そのため物部川においても、河川管理者に対して河口の開削や成育場である瀬の再生等を働きかけるとともに、組合員に対してもウナギの採捕期間を、5月からとしたり、いしぐろ漁を禁止したりして、資源保護に努めている。そうしたことに加え、ウナギ資源の危機的な現状では、シラスウナギの採捕は全面的に禁止すべきであるというのが大多数の組合員の意見である。ただ、長年にわたるシラスウナギ採捕の経緯や県内養鰻業者の生き残りも考えて、内水面漁協と養鰻業者で協議を重ねて、採捕期間や数量等について取り決めた今回の取扱方針等については、尊重したいと考えている。</p> <p>②ウナギ資源については、その資源量や生活史が十分解明されていない部分が多いが、採捕数量等についても、本来は資源論に基づいて決めていくべきものであり、それが十分解明されない間は、すべての環境問題や資源問題と同様に予防原則を働かせて、抑制的にふるまうべきである。いずれにしても、ウナギ資源は高知県民にとって将来にわたって、持続的に利用していくべき大事な自然資本であるので、他県の養鰻振興のための“シラスウナギ供給県”となるようなことがないように、来年以降の許可漁業化にあたっては関係者との十分な協議と慎重な取り扱いを要望するものである。</p>	<p>①県としましてもご指摘にありましたとおり、ニホンウナギの資源状況については厳しい状況にあると捉えておりますが、本県には18の養鰻事業者が存在し、シラスウナギはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>②知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p>
43	<p>①内水面漁協は河川内でのシラスウナギ採捕の禁止や漁獲圧力の制限などの資源保護に取り組んできており、組合員からはシラスウナギ採捕は禁止すべきとの意見も多い。これまで12月からであったシラスウナギの採捕が1月からとなったことは内水面漁業にとっては大きな前進であり、アユ流下仔魚への影響が軽減されることを期待している。</p> <p>②来年以降の許可漁業化についても、内水面資源保護の観点から、関係者との十分な協議を要望する。</p>	<p>①今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としております。</p> <p>②知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する回答
44	<p>①採捕期間について、本年は1/11～3月末までという県の方針案が示された。近年、地球温暖化の影響を受け、アユの産卵時期が例年より一ヶ月間遅れて12月がメインとなり、この時期とシラスウナギの採捕が重なることが懸念されている。このことから特別採捕の開始時期を1月からとする案となったと思われるが、これは県の英断である。最近、高知県のシラスウナギ採捕は12月はほとんど採れず、漁期後半に集中することが多い傾向にある。また、高知県内の養鰻業は、土用の丑の日の出荷を目標に早期に種苗を必要とする業者は1～2割程度で、多くは2～3月の種苗で間に合うはずであり、県内養鰻業への影響は大きくないのではないかと。むしろ、早期の12月種苗は県外に高値で違法流通している可能性があり、これは高知県の利益に反していると言わざるを得ない。</p> <p>②ウナギはもともと川の魚で、近年資源量は急速に減少しており、この原因は河川環境の変化もあるがシラスウナギの採捕によるものである。来年からシラスウナギ漁は漁業化することが決定しているが、県はこれ以上、高知県の大事な資源を減らさないように、高知県独自の採捕量・採捕期間を定め、産業振興のためにその全てを高知県内の養鰻事業者のために池入れできるようにお願いしたい。そして予定数量に達したらすぐに採捕を停止し、川の資源として残してもらいたい。県内養鰻業のための一部の利用とすれば、川に現在よりもウナギが増えて産卵にも寄与し、資源の循環が成り立つこととなるのでお願いしたい。</p>	<p>①ご意見のとおり、今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。</p> <p>②知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。</p>
45	<p>高知県の特別採捕許可における指定集荷人の選定において、海区漁業調整委員会の要職にある委員が昨年度、漁業調整規則違反で逮捕され有罪となり、執行猶予期間中の関係者を、県西部の許可名義人のところへ推薦活動を行った。特別採捕許可の取扱方針を中立公平な立場で審議する者として適格性に欠ける行為であり、公明正大な対応をお願いしたい。</p>	<p>特別採捕許可の取扱方針の内容に直接関係するものではございませんので、回答は控えさせていただきます。</p>